

2012年 上場制度見直しに関する説明会

2012年3月・4月
全国証券取引所

本日の構成



■第1部 コーポレート・ガバナンス関係（45分）

- 証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて

■第2部 ライツ・オファリング及び売買単位の集約（15分）

- ライツ・オファリングについて
- 売買単位の集約について

■第3部 業績予想開示関係（40分）

- 業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直しの概要と実務対応について

■第4部 その他（お知らせ事項等）（10分）

第1部



証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて

はじめに



- 東証では、「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」と題する制度要綱案を本年2月28日に公表（添付資料1）。
- 3月29日まで、パブリックコメント手続きを実施。
- 改正規則は、5月上旬を目途に施行予定。

本件については、パブリック・コメントを実施中であり、本日ご説明した内容は、パブリック・コメントの結果によって変更となる可能性があります。

改正の全体像



証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直し

現状	上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為の発覚 ⇒我が国証券市場に対する内外投資家の不信感の高まり ⇒上場制度などについても改善を要する点が明らかに	
対応の 基本方針	投資家の不信感を払拭し我が国証券市場の信頼回復を図るため、上場制度の見直しを実施	
具体的な 対応内容	独立役員等に関する情報開示の拡充 ✓ 「独立役員届出書」：独立役員として指定する者が①～③に該当する場合は、その旨及びその概要を記載事項に追加。 ①取引先又はその出身者 ②社外役員の相互就任先の出身者 ③寄付先又はその出身者 ✓ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」：独立役員届出書の追加内容を記載事項に追加。 ✓ 「株主総会招集通知」：独立役員届出書に記載されている情報を株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとする規定を新設。 ※独立役員に指定されない社外役員についても独立役員と同様の対応を実施。	独立役員制度の実効性向上 ✓ 独立役員の構成：独立役員に取締役会における議決権を有する者が含まれていることの意義を踏まえて独立役員の指定を行うよう努めるものとする規定を新設。 ✓ 独立役員のサポート体制：独立役員が期待される役割を果たすための環境整備を行うよう努めるものとする規定を新設。 ✓ 「独立役員ハンドブック（仮称）」の発刊：独立役員の職務執行の参考としていただくためのハンドブックを作成。 内部統制システムの適切な構築・運用 ✓ 業務の適正を確保するための体制（会社法上の内部統制システム）の適切な構築・運用を義務付け。
	時期 2012年5月を目途に実施（「独立役員ハンドブック（仮称）」の発刊を除く）	

今回の制度改革で必要となる当面の実務対応



- 独立役員届出書の提出
- コーポレート・ガバナンス報告書の記載追加
- 株主総会招集通知等における記載充実の検討

独立役員届出書の様式見直し

旧様式

「独立役員届出書」
2011/04/20改訂

【提出会社情報】
会社名: _____ コード: _____
提出日 (yyyy/mm/dd): _____ 提出区分: _____

【独立役員が所属する会社情報】
☐ 独立役員

【独立役員】
氏名: _____
通番: _____

【独立役員の異動に関する情報】
異動(予定)日 (yyyy/mm/dd): _____
異動理由: _____

【独立役員の属性等】
社外取締役/社外監査役
a1~a2のいずれかに該当している場合には、その左にあるチェックボックスをチェックしてください。
a1. 上場会社の親会社の業務執行者
a2. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
b1. 上場会社の主要な取引先とする者又は
b2. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
c. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭、タレント、会計専門家、法律専門家
d. 上場会社の主要株主
e1. 上場会社又はその子会社の業務執行者
e2. 上場会社又はその子会社の非業務執行者が社外監査役の場合

【a1~a2のいずれにも該当しない場合】
☐ a1~a2のいずれにも該当しない場合

【独立役員に関する事項】
この独立役員届出書によって届け出る社外取締役又は社外監査役を独立役員として指定する理由の記入に際しては、以下の点にご留意ください。
※ 前記a1~a2のいずれかに該当している場合には、当該理由に該当していてもなお一応、主としてそれ以外の理由で、独立役員として指定する理由を記入してください。
※ 独立役員が選任されていない場合は、独立役員の選任に向けた今後の対応方針を記入してください。

【独立役員届出書の内容を確認し、有価証券上場規程及び開示規則に基づいて独立役員としての本人の同意】
☐ 同意している

※ 記入後に、必ず確認ボタンをクリックしてください。
この確認ボタンにより、記入漏れ等の形式チェックを行います。エラーメッセージが表示された場合は、メッセージの内容をご確認のうえ、記入漏れの追加等を行ったうえで、再度確認ボタンをクリックしてください。

確認

「独立役員の資格を充たす社外役員の全員を独立役員として指定することとしている」旨のチェックボックスを新設 (p15参照)。

コーポレート・ガバナンス報告書と同様、上場会社の全ての社外取締役・社外監査役の名前を記載する一覧表形式に変更。
社外役員のうち独立役員に指定する者については、「独立役員」欄に「○」を付す。

新様式

独立役員届出書 (新様式イメージ)

提出日: _____
(yyyy/mm/dd)

会社名: _____
(コード: _____ 市場区分: _____)

1. 基本情報

独立役員届出書の提出理由		
異動(予定)日 (yyyy/mm/dd)		
組織形態	監査役設置会社	
社外役員の人数 (うち独立役員)	4 名	(3 名)
社外取締役の人数 (うち独立役員)	2 名	(2 名)
社外監査役の人数 (うち独立役員)	2 名	(1 名)

☐ 独立役員の資格を充たす者を全て届け出ている

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	独立性の基準及び開示加重要件への該当状況										属性情報				異動の場合	本人の同意			
				a1	a2	b1	b2	c	d	e1	e2	該当なし	f	g	h							
1	独立 一郎	社外取締役	○	本人														○			新任	有
2	独立 二郎	社外取締役	○	近親者																	新任	有
3	独立 三郎	社外監査役		本人																	訂正・属性変更	有
4	独立 四郎	社外監査役	○	近親者																		有
5				本人																		

3. 独立役員の属性・指定理由等の説明

番号	該当状況についての説明	独立役員の指定理由等
1		
2		
3		
4		
5		

4. 補足説明

今回の制度改正で追加する新たな記載項目（取引先、社外役員相互就任、寄付先：p8参照）の開示欄を追加。

- 東証では、独立役員届出書の様式を、従来の独立役員1名につき1通の様式から、1社につき1通の様式に変更し、全国証券取引所において統一することを検討中。

1. 独立役員に関する情報開示の拡充

(1) 独立役員届出書における記載

- 上場会社は、独立役員として指定する者が次の a ～ c に該当する場合は、該当状況及びそれぞれの概要を開示する。
 - a 上場会社の取引先又はその出身者
 - b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
 - c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者
- 以上に掲げる独立役員の属性情報の開示を求めるものであり、「事前相談要件」や「開示加重要件」を追加するものではない。
- コーポレート・ガバナンス報告書においても同様の内容を記載。

属性情報の開示： a. 取引先



独立役員が、「上場会社の取引先又はその出身者（p12参照）」である場合には、「その旨」及び「取引の概要」を記載する。

「取引先」

- 既存の「主要な取引先」には該当しない取引先も含む、全ての取引先が開示対象となる（確認の範囲について、p12参照）。

「取引の概要」

- 独立役員の属性を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられる（これらに限定されるものではない）。
- 全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではない。

（考えられる記載例）

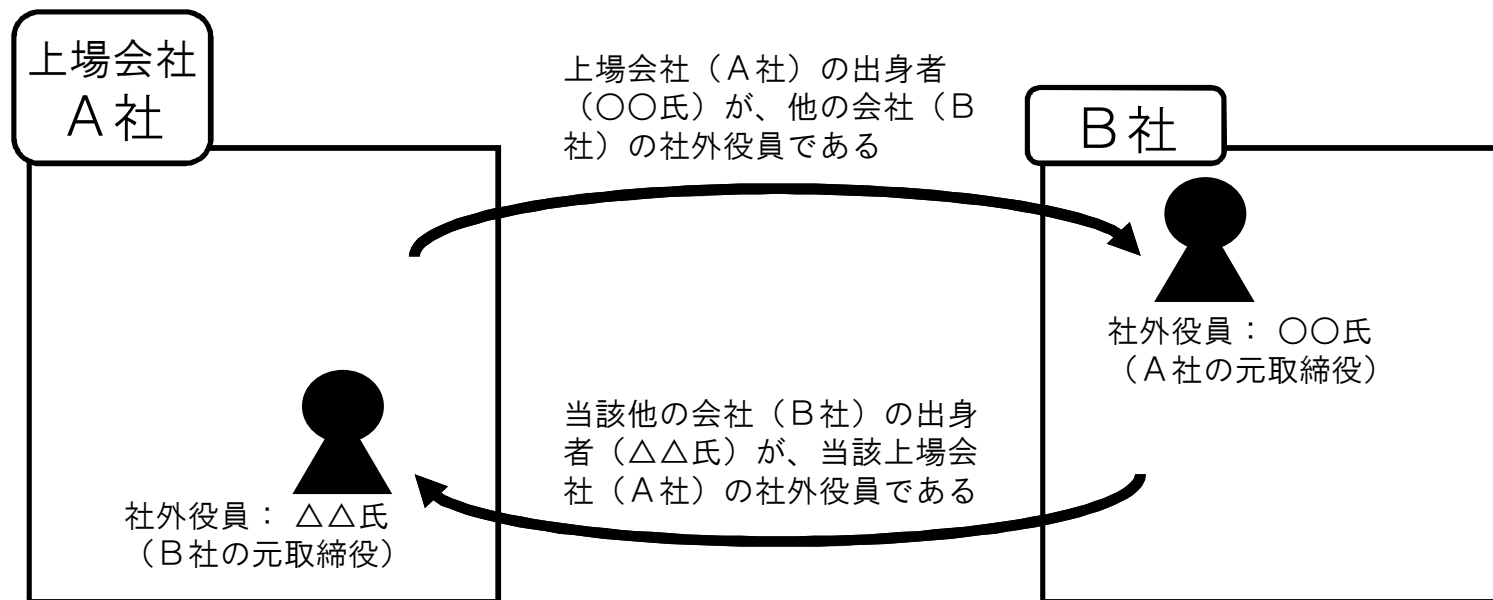
独立役員として指定している社外監査役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△△△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間〇〇〇百万円（平成〇〇年〇〇月期実績）の取引が存在しています。

属性情報の開示： b. 社外役員の相互就任

独立役員が、「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」である場合には、「その旨」及び「相互就任の概要」を記載する。

「社外役員の相互就任の関係」

- 社外役員の相互就任とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいう（下図参照）。



属性情報の開示： c. 寄付を行っている先



独立役員が、「上場会社が寄付を行っている先又はその出身者」である場合には、「その旨」及び「寄付の概要」を記載する。

「寄付を行っている先」

- 「取引先」と同様、一定以上の規模の寄付に限定されるものではなく、全ての寄付先が開示対象となる。

「寄付の概要」

- 独立役員の属性を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定。例えば、寄付の相手先、金額、寄付の目的等を記載することが考えられる（これらに限定されるものではない）。

（考えられる記載例）

独立役員として指定している社外監査役の〇〇〇氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社は、同大学工学部〇〇学科に、研究支援目的で〇〇〇百万円（平成〇〇年〇〇月期実績）の寄付を行っています。

属性情報の開示の範囲



- 属性情報（「取引」、「相互就任」、「寄付」の該当状況及びその概要）の開示については、当該関係が独立役員届出書の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲での確認を想定。
- 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が開示対象。「現在」とは、直近事業年度及び当事業年度の開示をするまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りる。ただし、これより前の期間についても含めて開示を行うことを妨げるものではない。
- 上場会社単体における関係の有無が開示対象。上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りる。ただし、連結ベースでの関係も含めて開示を行うことを妨げるものではない。
- 「出身者」とは、現在を含む直近10年間に於いて業務執行に携わった場合をいう。独立役員候補者の直近10年間の所属先について確認を行えば足りる。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて開示を行うことを妨げるものではない。
- 上場会社が、取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定め、軽微基準の概要を独立役員届出書において開示している場合には、軽微基準に達しない取引や寄付については、そのような関係の有無自体の開示を省略することもある。

属性情報の「概要」の記載の省略



- 「取引」、「相互就任」、「寄付」の概要については、上場会社はその概要を記載するまでもないと判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することでもよい。
- その際に記載する理由としては、例えば、以下に掲げるものが考えられる（これに限定されるものではない）。
 - 一般消費者としての通常取引である
 - 合併等によって意図せず社外役員が相互就任する形となっている
 - 寄付金額が僅少であるなど

（考えられる記載例）

独立役員として指定している社外監査役の〇〇〇氏は、当社の取引先である株式会社〇〇〇の出身ですが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。

属性情報の開示：独立役員届出書の記載箇所



独立役員届出書（新様式イメージ）

提出日：
(yyyy/mm/dd)

会社名：

(コード：

市場区分：

1. 基本情報

独立役員届出書の提出理由		
異動（予定）日（yyyy/mm/dd）		
組織形態	監査役設置会社	
社外役員の人数（うち独立役員）	4 名	(3 名)
社外取締役の人数（うち独立役員）	2 名	(2 名)
社外監査役の人数（うち独立役員）	2 名	(1 名)
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て届け出ている		

属性情報（「取引」、「相互就任」、「寄付」の該当状況）については、様式の中にチェック欄を新設。

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

該当している場合の「概要」等については、「該当状況についての説明」欄においてテキストで記載。

独立性の基準及び開示加重要件への該当状況																		属性情報				異動の場合	本人の同意
氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員											該当なし										
			a1	a2	b1	b2	c	d	e1	e2	f	g		h									
独立 一郎	社外取締役	○	本人									○					新任	有					
独立 二郎	社外取締役	○	本人			▲											新任	有					
独立 三郎	社外監査役		本人						●								訂正・属性 変更						
独立 四郎	社外監査役	○	本人									○											
			本人																				
			近親者																				
			本人																				
			近親者																				
			本人																				
			近親者																				

上場会社が取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めた場合には、末尾の補足説明欄において当該基準を開示する。

独立役員の属性・指定理由等の説明

番	該当状況についての説明	独立役員の指定理由等
1		
2		
3		
4		
5		

4. 補足説明

--

2. 社外役員に関する情報開示の拡充

(1) 独立役員届出書における記載



- 上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員届出書において独立役員と同様の情報を開示する。
- 当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、その効用を記載することができる。
- 上場会社が、自社の社外役員のうち、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しうる者の全員を独立役員として届け出ている場合（次頁参照）には、独立役員に指定されていない社外役員については、独立性の基準及び開示加重要件への該当状況及び属性情報（「取引」、「相互就任」、「寄付」の該当状況及びその概要）の記載は省略できる。

社外役員の記載：独立役員届出書の記載箇所



独立役員届出書（新様式イメージ）

提出日：
(yyyy/mm/dd)

会社名：

(コード： 市場区分：)

1. 基本情報

独立役員届出書の提出理由		
異動（予定）日（yyyy/mm/dd）		
組織形態	監査役設置会社	
社外役員の人数（うち独立役員）	4 名	(3 名)
社外取締役の人数（うち独立役員）	2 名	(2 名)
社外監査役の人数（うち独立役員）	2 名	(1 名)
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て届け出ている		

「独立役員の資格を充たす者を全て届け出ている」のチェック欄を新設。

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立 役員	独立性の基準及び開示加重要件への該当状況										属性情報			異動の 場合	本人の 同意
				a1	a2	b1	b2	c	d	e1	e2	該当 なし	f	g	h			
1	独立 一郎	社外取締役	○	本人									○				新任	
2	独立 二郎	社外取締役	○	近親者													新任	
3	独立 三郎	社外監査役		本人			▲										訂正・属性 変更	
4	独立 四郎	社外監査役	○	近親者														
5				本人									○					
				近親者														

社外役員に期待する効用を記載する場合は、「独立役員の指定理由等」の欄にテキストで記載。

独立役員のみならず全ての社外役員について一覧として記載し、そのうち、独立役員として届け出る者については、「独立役員」欄に「○」を付す（現行のコーポレート・ガバナンス報告書の様式と同様）ことを想定。

独立役員・社外役員の独立性・指定理由等の説明

該当状況についての説明	独立役員の指定理由等

補足説明

新様式による提出のタイミング（予定）



■ 今回の様式見直しにあたっての提出（新様式による初回提出）

（2月期決算会社）

- 本年の定時株主総会において独立役員の異動等（提出済みの独立役員届出書の記載内容の変更を含む。以下同じ）がある場合でも、旧様式による提出で足りる。ただし、任意で新様式による提出を行うことを妨げない。
- 来年以降の定時株主総会において、独立役員の異動等がない場合でも、社外役員の選任議案（再任を含む）が付議される場合には、総会の2週間前のタイミングで、新様式による提出を行う。

（3月期決算会社）

- 本年の定時株主総会において独立役員の異動等がある場合には、定時株主総会の2週間前のタイミングで、原則として（※）新様式により提出を行う。
（※）既に旧様式によって準備を進めている上場会社もあるため、改正規則の施行日からの一定期間（1か月程度を想定）においては、旧様式による提出で足りる。
- 本年の定時株主総会において独立役員の異動等がなければ、提出は不要。
- 来年以降の定時株主総会において、独立役員の異動等がない場合でも、社外役員の選任議案（再任を含む）が付議される場合には、総会の2週間前のタイミングで、新様式による提出を行う。

（4月期決算会社以降）

- 本年の定時株主総会において独立役員の異動等がない場合でも、社外役員の選任議案（再任を含む）が付議される場合には、総会の2週間前のタイミングで、新様式により提出を行う。

■ 新様式提出後のアップデート

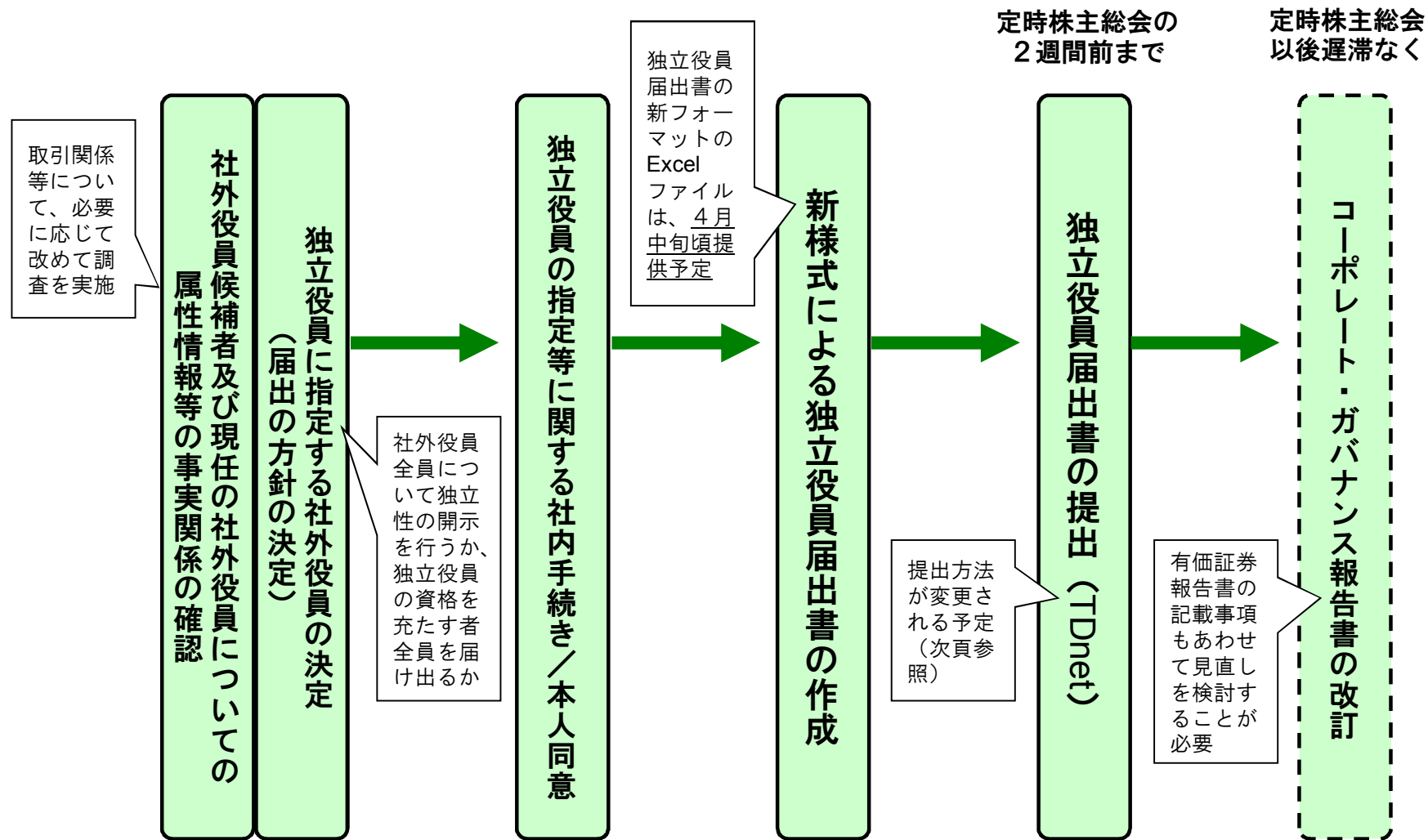
- 株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報（「取引」、「相互就任」、「寄付」の該当状況及びその概要）の記載内容に変更がある場合（※）には、その2週間前までに独立役員届出書を提出。

（※）従来、独立役員届出書の提出は不要と取り扱っていた「再任」の場合でも、取引関係等の記載の更新の要否を確認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出することが必要。

- 期中において、独立役員届出書の内容に変更（期中での独立役員の新規指定や、社外役員の辞任等による指定解除、訂正・属性変更など）がある場合には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出。

独立役員届出書の新様式提出のフロー

(定時株主総会で独立役員の異動があるケース)



独立役員届出書の提出方法の変更



(これまで)

- 独立役員届出書については、東証から提供するExcelファイルを、東証 Target を通じて提出。

(見直し後)

- 独立役員届出書のフォーマットは、これまでどおりExcelファイルにて配布。
- 提出は、各上場会社において、独立役員届出書のExcelファイルを PDFファイル に変換し、 TDnet を通じて提出。

※ 新様式への切り替えの詳細な時期等については、別途お知らせ予定。

コーポレート・ガバナンス報告書の記載



- 属性情報（「取引」、「相互就任」、「寄付」の該当状況及びその概要）の開示
 - 社外取締役（社外監査役）の選任状況の「適合項目に関する補足説明」欄に、個々の独立役員（社外役員）ごとにテキストとして追加的に記載。

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む）
■■■■			
◎◎ ◎◎	○		
▲▲▲ ▲	○		

- 社外役員の独立性に関する事項（開示加重要件の該当状況、期待する効用等）
 - 独立役員についての開示加重要件の該当状況の記載と同様、「当該社外取締役（社外監査役）を選任している理由」欄にテキストとして追加的に記載。
- 提出時期は、通常どおり（定時株主総会の日以後遅滞なく）。
- 2012年3月期決算会社から新記載要領による提出を開始。

株主総会招集通知等における記載



- 上場会社は、独立役員及び独立役員に指定しない社外役員に関する情報を、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するように努めるものとする。
- 既に相当数の上場会社において実施されている、株主総会参考書類や事業報告における独立役員に関する任意的な記載を、望ましいものとして取引所としても後押しする趣旨。
- 努力規定であるため、実効性確保手段等の適用対象にはならない。記載内容についても取引所として一律の型にはめることはせず、各社の裁量の余地を確保するもの。
- 本年の定時株主総会においても、対応可能な上場会社から、順次、実施していただくことを想定。

招集通知への記載のイメージ①



■ 株主総会参考書類

- 役員選任議案の、個々の社外役員の「その者を社外取締役候補者とした理由」又は「その者を社外監査役候補者とした理由」を記載する箇所に、以下のような事項を記載する。
 - 独立役員として指定する旨又は既に指定している旨
 - 取引所の定める開示加重要件に該当している場合にはその旨（当該社外役員を独立役員に指定する場合には、それを踏まえてもなお独立役員に指定する理由も含む）
 - 「取引」「役員相互就任」「寄付」などの関係がある場合にはその旨及びその概要

（考えられる記載例）

〇〇〇〇、□□□□、△△△△の3氏は社外取締役候補者です。上記3氏は上場証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、両証券取引所に全員を独立役員として届け出ています。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、当社インターネットホームページ（<http://www.xxxx...>）に掲載しています。

〇〇〇〇氏について東京証券取引所の定める独立役員として届け出ています。同氏は過去40年以上前において当社の主要な取引先である●●●●株式会社に勤務していた経歴がありますが、永年にわたって弁護士として独立した活動を行っており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しています。

招集通知への記載のイメージ②



■ 事業報告

- 会社役員に関する事項の一覧表中や欄外の記載において、独立役員に指定されている社外役員を明示する。

(考えられる記載例)

当社は、□□□□氏、○○○○氏、△△△△氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しています。

監査役の□□□□および○○○○の2氏は、社外監査役であります。また、2氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。

なお、当社は△△△△氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出ています。

3. 独立役員の構成



- 上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員の指定を行うよう努めるものとする。
- 努力規定であるため、実効性確保手段等の適用対象にはならない。
- 社外取締役の選任の義務付けや、その要件の厳格化については、法制審議会会社法制部会における会社法改正の議論において引き続き検討される。

4. 独立役員が機能するための環境整備



- 上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとする。
具体的には、以下のような体制の整備が考えられる。
 - 独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備
 - 社内部門との連携
 - 補助する人材の確保
- 2010年3月に東証 上場制度整備懇談会がとりまとめた「独立役員に期待される役割」において、独立役員がその役割を果たすためには、上記のような環境整備 が重要であるということが提言されている。
- 各上場会社の創意工夫において、そのような体制を整備することを推奨する趣旨。
- 努力規定であるため、実効性確保手段等の適用対象にはならない。

独立役員ハンドブック（仮）



- 東証では、独立役員制度の導入後、2010年3月に上場制度整備懇談会から「独立役員に期待される役割」を公表（東証HPに掲載）。
- 2010年9月には、独立役員の実務の一助としていただくため、独立役員を対象として「東証 独立役員セミナー」を開催（講演録全文を東証HPに掲載）。
- 独立役員制度の実効性を高めるためのさらなる取組みとして、独立役員の職務執行の参考としていただくための『独立役員ハンドブック（仮）』の発刊に向けて準備中（2012年夏～秋ごろ 発刊予定）。

【参考URL（東証HP内）】

「独立役員に期待される役割」 : <http://www.tse.or.jp/rules/seibi/yakuwari.pdf>
東証 独立役員セミナー 講演録全文 : http://www.tse.or.jp/news/09/101110_a.html

5. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用



- 上場会社は、業務の適正を確保するために必要な体制を適切に構築・運用するものとする。
- 会社法上の内部統制システム（会社法362条4項6号参照）については、既に、この整備を決定することを全上場会社に対して義務づけている（東証 有価証券上場規程第439条）。
- 内部統制システムの整備を決定するだけでなく、適切に構築・運用することについても、上場ルール上の義務であることを明確化。
- 平時において、取引所が内部統制システムの構築・運用状況のモニタリングを行うものではない。
- 会社法上の内部統制システムの運用状況などについてコーポレート・ガバナンス報告書などにおいて、追加的な情報開示を求めるものではない。

今後のスケジュール



- 今後のスケジュール（予定）は以下のとおり。

3月29日まで

- パブリックコメント募集期間

4月中旬

- 独立役員届出書の新様式（案）及び記載要領（案）の公表

4月末

- パブリックコメント結果公表

5月上旬

- 改正規則公表・施行
- コーポレート・ガバナンス報告書の改訂記載要領公表

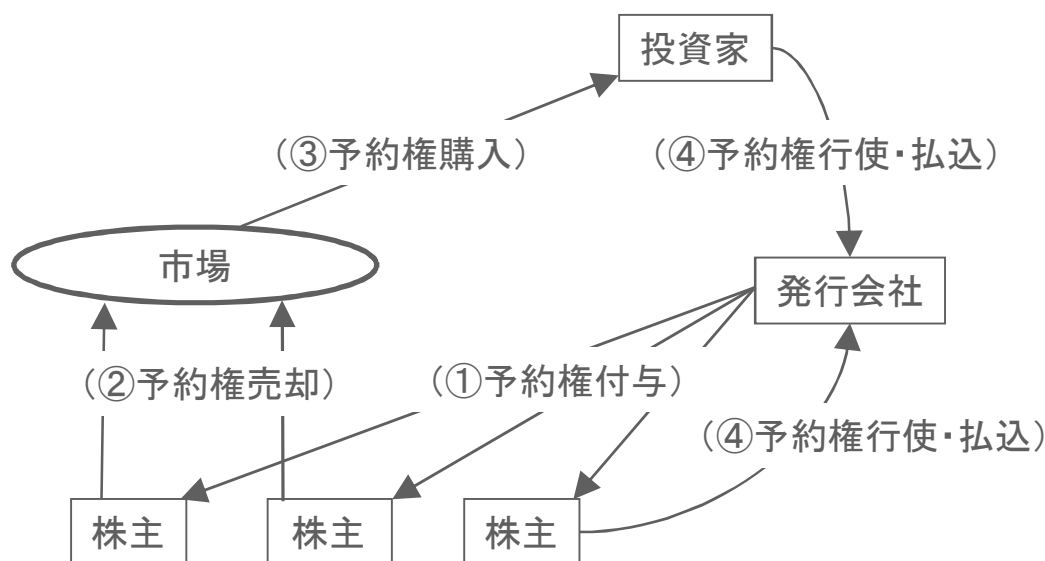
平成23年金融商品取引法改正及び売買単位の集約 に係る上場制度の整備等について

1. ライツ・オファリングについて

ライツ・オフリングの環境整備

■ ライツ・オフリングとは

- 市場を通じた資金調達方法のひとつ。持分比率に応じて既存株主に新株予約権（ライツ）を無償で付与し、その新株予約権を上場することにより、既存株主に新株予約権を行使して持分比率を維持するか、市場で売却して経済的損失を回避するかの選択肢を提供する点に特色がある。
- 権利行使されなかった新株予約権がそのまま失権するノンコミットメント型と、一連のスキームを通じて証券会社が権利行使されなかった新株予約権を取得し、これを行使するコミットメント型が存在する。



ライツ・オファリングの環境整備



- 必要期間の短縮に向けた制度整備
 - 待機期間の短縮（2010年4月）
 - 目論見書の電子交付（2012年4月）
 - 割当通知の到達時期の見直し（未定）
- コミットメント型の制度整備
 - 未行使新株予約権の取得及び行使を内容とする契約を「引受」として整理し、コミットメント型を金商法に取込み（2012年4月）
 - コミットメントした証券会社や既存株主に関し、公開買付け規制や大量保有報告規制を整備（2012年4月）
- 上場制度の改正内容
 - 割当比率を柔軟化し、調達金額の自由度を向上（2009年12月）
 - 外国証券規制の回避やコミットメント型に係る規律の見直し等の成果を適時開示ガイドブックの改訂等を通じて実務に取り込むとともに、新株予約権の上場基準を明確化（2012年4月）
 - 新株予約権行使期間中及び行使期間終了後における行使状況開示の要請（2012年4月）

2. 売買単位の集約について

売買単位の集約に向けた行動計画



- 2007年11月に全国の証券取引所が連名で公表。
- 内国会社の普通株式の売買単位（＝単元株式数）を100株に統一することが最終的な目標。
- 株券電子化後、速やかに100株と1000株の2種類に集約することを当面の目標とする。

行動計画公表後の展開



- 行動計画の「第二段階」における取組み
 - 2009年1月の株券電子化から1年半が経過したことを受け、2010年11月24日付で「売買単位の集約及び適時開示の徹底へのご協力をお願い」を上場会社代表者あてに通知。
 - 売買単位の集約に係る上場会社の実態調査を実施（2011年2月に調査結果を公表）
 - 90%以上の会社が、売買単位の集約の対応時期を未決定。
 - 単元株式数の変更等の実施に係るコストは、株券電子化前と比較して大幅に削減（アンケート回答会社の平均値：1,661万円→170万円）。
 - 集約の実現には、取引所において義務化を含む行動計画の終期を確定させることが必要との意見が多数。
 - 2011年3月の東日本大震災の発生を受けて、とりわけ単元株制度未採用会社が、単元株式数の採用に係る定款変更手続きを実施することの困難さに配慮し、2011年4月15日付で「第二段階の終期」の決定を当面延期する旨を公表（震災の影響を見極めたうえで秋以降に再検討。）。

第二段階の終期の確定（2012年1月）



- 当面延期としていた行動計画の再開の可否を判定するため、売買単位の集約の進行に対する震災による影響等の見極めを実施。
- 以下の点から、震災の影響が、集約を進めるにあたっての大きな障害にはなっていないことが判明。
 - 震災直後にはその開催自体も危ぶまれていた定時株主総会が、多くの上場会社において予定どおり開催されたこと
 - 企業業績の急激な悪化によって停滞することが懸念された上場会社による100株への移行手続きが、震災後においても進展していること
- そこで、100株と1000株への集約の完了時期（「第二段階」の終期）を、「2014年4月1日」に確定。
- 円滑な移行に必要な上場規則の改正を実施。

今回の改正内容



- 各取引所において、以下の上場規則改正を実施。

改正 内容 (1)

- ✓現在、単元株式数が1株、10株、50株、200株、500株、2000株となっている上場会社に対して、「2014年4月1日」までに100株単位へ移行することを義務づけ（単元変更等の効力発生日が同日であれば足りる）。
- ✓違反の場合は「公表措置」の対象とする。

改正 内容 (2)

- ✓最終的には100株に統一することを念頭に、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社が100株へ移行するよう努めることを規定。
- ✓1000株から100株に移行しなくても「公表措置」の対象とはならない。

1株、10株、50株単位の会社の実務対応



- 2014年4月1日までに単元株式数を100株に引き上げること（単元株制度を採用していない1株単位の会社は、単元株制度の採用に係る定款変更）が必要。

投資単位	想定される対応
～5万円	■ <u>単元株式数の変更（⇒100株に引上げ）【必須】</u> ■ 投資単位の引上げのために、単元変更と同時に実施する株式分割の比率を、単元株式数の増加比率よりも小さい割合とするかどうかの検討が必要となる。投資単位の引上げは、権利を失う株主が生じるため、留意が必要。
5万円～50万円	■ <u>単元株式数の変更（⇒100株に引上げ）【必須】</u> ■ 実質的な投資単位を変えないように単元株式数の増加比率と同じ割合の株式分割を行うことが考えられる。
50万円～	■ <u>単元株式数の変更（⇒100株に引上げ）【必須】</u> ■ 同時に投資単位が5万円～50万円におさまるようにするために、単元株式数の増加比率よりも大きい割合の株式分割を行うことが考えられる。

200株、500株単位の会社の実務対応



- 2014年4月1日までに単元株式数を100株に引き下げる必要がある。

投資単位	想定される対応
～5万円	■ <u>単元株式数の変更（⇒100株に引下げ）【必須】</u> ■ 投資単位がさらに下がることを回避する観点から単元株式数の減少比率と同じ割合の株式併合を行うことも考えられる（総会特別決議が必要）。
5万円～50万円	■ <u>単元株式数の変更（⇒100株に引下げ）【必須】</u> ■ 実質的な投資単位を変えないように単元株式数の減少比率と同じ割合の株式併合を行うことが考えられる（総会特別決議が必要）。
50万円～	■ <u>単元株式数の変更（⇒100株に引下げ）【必須】</u> ■ 同時に、投資単位が5万円～50万円におさまるようにするために、単元株式数の減少比率よりも少ない割合の株式併合を行うことが考えられる（総会特別決議が必要）。

留意点



- 会社法上、株主総会の開催を要するコーポレート・アクションを実施する場合は、2014年4月1日に移行が間に合うように株主総会の決議を行わなければならないことに注意が必要。

【単元株式数の増加又は設定（1株、10株、50株の会社）】

- ・ 単元株式数の増加・設定のみを実施する場合
- ・ 単元株式数の増加・設定に際して、単元株式数の増加比率より小さい比率により株式分割を実施する場合
- ・ 単元株式数の設定に際して、単元未満株式の権利制限（会社法第189条第2項）に係る定款変更を実施する場合

【単元株式数の減少（200株、500株、2000株の会社）】

- ・ 単元株式数の減少と同時に株式併合を実施する場合

お願い事項



- 事務日程等の詳細については、取引のある株式事務代行機関にご相談ください。
- 多数の上場会社が、移行期限の前日を基準日として単元変更等と同時に株式分割を実施した場合、振替口座簿の記録の更新等に係る事務に影響が生ずる可能性がありますので、可能な範囲で、移行期限の前日より前に到来する基準日（中間配当に係る基準日又は臨時基準日等）において実施することをご検討ください。
- 実質的な株式併合（投資単位の引上げ）となり、権利を失う株主が生じるコーポレート・アクションを実施する場合には、決議に先立って取引所にご連絡ください。

1000株単位の会社の実務対応



- 1000株単位となっている上場会社については、現時点では、100株に移行することが義務となっているわけではないが、2014年4月1日に100株と1000株の二種類への集約が完了した後は、100株に移行することが必要になる（※）ため、各社の事情に応じて、可能な限り早期に100株への移行を行うことが望ましい。
- 現在、投資単位が50万円以上となっている場合には、単元株式数の100株への引下げと同時に、投資単位が5万円から50万円の範囲におさまるようにすることが望ましいと考えられる。

（※）最終的な売買単位の統一の時期については、集約の進行状況を踏まえて改めて検討。

業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し の概要と実務対応について

本日のご説明内容



- ① 実務上の取扱いの見直しの経緯
- ② 実務上の取扱いの見直し等
 - a. 見直しの方針
 - b. 決算短信（サマリー情報）の様式の見直し
- ③ 上記見直しに伴い上場会社にご留意いただきたい事項
 - 【全ての上場会社にご留意いただきたい事項】
 - a. 開示する情報に係る位置付けの説明の推奨
 - 【柔軟な業績予想開示を実施される上場会社にご留意いただきたい事項】
 - b. 比較可能性の低下に対応した、利用者とのより一層のコミュニケーションの推奨
 - c. 柔軟な業績予想開示の修正開示についての考え方
 - d. 売上高、利益等の業績予想を開示しない場合のリスクと取引所による開示の推奨
- ④ T D n e t における登録方法

①

実務上の取扱いの見直し経緯



各方面からの要請		取引所等における検討	
平成22年 3月	日本取締役協会「ディスクロージャーの改善に関する提言」		
6月	政府「新成長戦略」 一取引所における業績予想開示の在り方の検討		
7月	日本経済団体連合会「財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて」	平成22年 10月	
12月	金融庁「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」 一取引所における業績予想開示の在り方の検討、取引所の取組の懸念	～	「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会」における検討・報告書の取り纏め
		平成23年 7月	
		10月	東京証券取引所・上場制度整備懇談会において見直し骨子を議論
		12月	見直し方針を公表

見直し方針（平成23年12月公表）①

- 上場会社を取り巻く環境変化に対応した柔軟な業績予想開示の実現を図る観点から、投資者ニーズを踏まえつつ上場会社の実情に応じた多様な将来予測情報の開示を行うことを可能とする取扱いを整備
 - 売上高、利益等に係る業績予想を開示する場合にも、そうでない場合にも柔軟に対応できる、上場会社にとって自由度の高い決算短信の様式を実現

見直し方針（平成23年12月公表）②

- 売上高、利益等に係る業績予想開示を実質的に強制するものと理解されている可能性のある現行の実務を廃止
 - 業績予想を行わない場合又は独自の形式で行う場合の東証への事前相談
 - 上記の場合に限定した「理由」の開示

見直し方針（平成23年12月公表）③

- 安易な開示の後退の防止やフェアディスクロージャーの観点から、見直しの趣旨については、関係者に十分な周知等を実施
 - 非現実的な前提や不合理な手法によって算出された数値の開示など、不合理な業績予想の開示に伴うリスクについて、上場会社に周知
 - 株主、投資者その他の情報利用者に対して、見直し方針の公表とあわせて以下の事項を周知（報道機関等に周知への協力を依頼）
 - 業績予想は、合理的に仮定された条件に基づいて算出されたものであり、その達成を約束する趣旨のもの（経営者によるコミットメント）ではないこと
 - 業績予想は、その後の適切な修正を通じて、事業年度終了後に決算発表が行われるまでの間の期中におけるダイナミックな業績情報の適時開示の実現を意図したものであり、業績の進捗に応じた修正が当然に予定されていること

決算短信（サマリー情報）の様式の見直し

■ 見直し内容

- 決算短信（サマリー情報）の様式について、現行の表形式に加えて、自由記載形式も選択可能なものとして提示
- 表形式について、開示項目や予想対象期間を自社の実情に応じて追加・削除が可能であることを、様式上で明示

②-b

見直し後の決算短信（サマリー情報）



《表形式》

平成**年*月期 決算短信〔日本基準〕(連結) 平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・大・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL) ** (****) ****
 定時株主総会開催予定日 平成**年**月**日 配当支払開始予定日 平成**年**月**日
 有価証券報告書提出予定日 平成**年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無 (〇〇〇向け)
 決算説明会開催の有無 : 有・無 (〇〇〇向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)
 (1) 連結経営成績 (%表示は対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
**年*月期				
**年*月期				

(注) 包括利益 **年*月期 百万円 (%) **年*月期 百万円 (%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
**年*月期					
**年*月期					

(参考) 持分法投資損益 **年*月期 百万円 **年*月期 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年*月期				
**年*月期				

(参考) 自己資本 **年*月期 百万円 **年*月期 百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
**年*月期				
**年*月期				

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
**年*月期								
**年*月期								
**年*月期(予想)								

3. 平成**年*月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)
 (%表示は、過期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
第2四半期(累計)					
過期					

※この業績予想は、上場会社各社の実績に応じて、開示項目や対象期間の追加又は削除を行うことが可能です。

《自由記載形式》

平成**年*月期 決算短信〔日本基準〕(連結) 平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・大・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL) ** (****) ****
 定時株主総会開催予定日 平成**年**月**日 配当支払開始予定日 平成**年**月**日
 有価証券報告書提出予定日 平成**年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無 (〇〇〇向け)
 決算説明会開催の有無 : 有・無 (〇〇〇向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)
 (1) 連結経営成績 (%表示は対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
**年*月期				
**年*月期				

(注) 包括利益 **年*月期 百万円 (%) **年*月期 百万円 (%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
**年*月期					
**年*月期					

(参考) 持分法投資損益 **年*月期 百万円 **年*月期 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年*月期				
**年*月期				

(参考) 自己資本 **年*月期 百万円 **年*月期 百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
**年*月期				
**年*月期				

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
**年*月期								
**年*月期								

・この記載欄には、決算発表時に開示される事項のうち投資者の投資判断上有用と上場会社が判断した情報を明瞭簡潔に記載してください。

・投資判断上有用な情報としては、配当予想や業績予想等の将来の予測情報や継続企業の前提に関する事項などが考えられます。

表形式の様式の使い方

■ 利用方法

- 表は、自社の実情に応じて、開示項目や予想対象期間を追加又は削除することが可能
 - レンジ形式による開示、翌四半期の開示、第2四半期累計期間の業績予想の省略、一部項目の非開示等が考えられる。
- 表の上下に、文章情報を記載することが可能
 - 従来は、業績予想の利用に関する注意文言を記載
 - 予想数値に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策等、業績予想の背景についての具体的な説明を行うことなどが考えられる。

■ 表題

- 開示内容に応じて適切なものに変更することが可能

②－b

使い方例①



■ 通期の業績予想を開示

3. 平成2Y年3月期の連結業績予想(平成2X年4月1日～平成2Y年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期	20,000,000	10.0	400,000	20.0	500,000	△5.0	300,000	5.0	300.00

※ 従来は開示しない項目はバー表示されていた。

3. 平成24年3月期の連結業績予想(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		税引前当期純利益		当社株主に帰属する当 期純利益		1株当たり当社 株主に帰属す る当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通 期	20,500,000	6.6	390,000	23.4	510,000	△4.5	450,000	△2.8	273.71

②－b

使い方例②



■ 通期の業績予想をレンジ形式で開示

3. 平成 2Y 年 3 月期の連結業績予想 (平成 2X 年 4 月 1 日～平成 2Y 年 3 月 31 日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営業利益		経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期	4,000 ～4,200	—	△600 ～△200	—	△600 ～△200	—	△500 ～△100	—	△60.00 ～△40.00

■ 四半期ごとの決算発表時に翌四半期の業績予想をレンジ形式で開示

3. 平成 2Y 年 3 月期第 3 四半期の連結業績予想 (平成 2X 年 4 月 1 日～平成 2X 年 12 月 31 日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営業利益		経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第 3 四半期 連結累計期間	250,000 ～260,000	2.0 ～3.0	50,000 ～60,000	6.0 ～7.0	40,000 ～50,000	5.0 ～6.0	30,000 ～40,000	2.0 ～3.0	55.00 ～60.00

■ 通期の当期純利益・1 株当たり当期純利益のみ開示

3. 平成 2Y 年 3 月期の連結業績予想 (平成 2X 年 4 月 1 日～平成 2Y 年 3 月 31 日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	当期純利益		1 株当たり 当期純利益
	百万円	%	円 銭
通 期	500,000	12.0	25.00

自由記載形式の様式の使い方

■ 自由記載欄の利用方法

- 決算発表時に開示される事項のうち、投資者の投資判断上有用と上場会社自身が判断した情報を明瞭・簡潔に記載
 - 投資判断上有用な情報としては、業績予想、配当予想などの将来の予測情報や継続企業の前提に関する事項などが考えられる。

■ 表題

- 開示内容に応じて適切なものを付すことが必要

開示する情報に係る位置付けの説明の推奨

■ 考え方

- 一部の投資者などで、業績予想が必ず達成されるべきコミットメントであるという誤解が存在
- 誤解の解消に向けて、取引所は、開示する情報の位置付けを上場会社自身が説明することを推奨

■ 留意点

- 開示する情報の位置付け（客観的予想、目標、保守的なコミットメントなど）について、投資者に適切に理解されるよう、表題の工夫、注意表示の記載、記載場所を分けるなどの方法により、投資者に対し自社のスタンスを示すことが考えられる。

■ 参考

- 取引所自身も報道機関等を通じて以下の周知を実施
 - 業績予想は、達成を約束する趣旨のものではなく、期中において業績の進捗に応じた修正が当然に予定されているものであること。

③－a

開示する情報に係る位置付けの説明の開示例



■ 注意表示の記載例

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。・・・

利用者とのコミュニケーションの推奨

■ 考え方

- 柔軟な業績予想開示が促進される結果、利用者にとっては上場会社間の比較可能性の低下が発生
- 比較可能性の低下が外観上のものに留まるよう、取引所は、上場会社に対して利用者とのコミュニケーションを推奨

■ 留意点

- 利用者とのコミュニケーションの一つとして、自社の業績予想開示のスケジュール、自社が置かれた市場に対する経営者の認識や見通し、その開示方法を選択した理由など、自社の業績予想開示に関するスタンスを決算短信等において示すことが考えられる。
- 他にも、利用者のニーズを踏まえ、次のような開示情報を充実させることが考えられる。
 - 外部環境の前提（主要国での経済成長率、主要通貨の為替レート、原材料（調達）価格などの見通し）
 - 将来に対する経営方針や事業戦略
 - 設備投資、減価償却費、研究開発費の計画、人員計画などの見通し

柔軟な業績予想開示の修正開示

■ 考え方

- 新たに算出された予想が、直前に公表された予想と比較したときに投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性がある場合は、取引所の適時開示ルール^(※)に基づき、その開示が必要

※ 上場会社は最低限の要件、方法等が定められた上場規則上の適時開示義務を履行するだけでなく、より適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならないこととされている。

- 「投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性」の判断基準については、あらかじめ上場会社において十分な検討が必要

■ 留意点

- 判断基準の設定にあたっては、例えば、予想の変動による売上高や利益への影響度合いや、年間の売上高や利益の予想に準じる財務指標^(※1)を開示している場合に、売上高や利益の修正に係る開示基準^(※2)を考慮することが考えられる

※ ① 通期以外の期間（四半期、半期など）の予想数値や、② 受注高・EBITDA・1株あたり利益など、売上高や利益を基に算出した予想数値を想定

※ 売上高については新たに算出した予想値を直近の予想値で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下、利益については同1.3以上又は0.7以下である場合に、修正開示が必要

売上高、利益等の業績予想を開示しない 場合のリスク

- インサイダー取引規制上の重要事実が社内に滞留するリスク
 - 社内で算出した売上高、利益等の業績予想が、前事業年度の実績値と比較して重要な差異があるときには、インサイダー取引規制上の重要事実が発生
 - 取引所の上場規則上、インサイダー取引規制上の重要事実が生じた場合は適時開示が義務付けられており、それを怠った場合には適時開示ルールへの違反に該当
 - 上場会社は、期初において、売上高、利益等の業績予想を開示するか否かにかかわらず、社内において新たに業績予想を算出するつど、その内容の開示を要するか否かの判断が必要

- 選択的開示のリスク
 - ステークホルダーとの日常的な対話において、社内に有する売上高、利益等の業績予想を個別に提供する「選択的開示」が生じるリスク
 - 「選択的開示」の結果、観測報道等が行われた場合には、取引所は上場会社に対して事実関係の照会を実施。取引所の上場規則上、照会に対する正確な回答や、取引所の求めに応じた適切な情報開示が義務付けられており、それらを怠った場合には適時開示ルールへの違反に該当

売上高、利益等の業績予想の開示に関する 取引所の考え方

■ 取引所の考え方

- 売上高、利益等の業績予想を社内に有することとなった上場会社において、情報管理・リスク管理に懸念があるときは、その内容を自発的に開示すること（あわせて、業績の進捗に応じてその適時かつ適切な見直しを行うこと）を、上場会社に推奨

■ 留意点

- 上場会社は、法制度や上場規制を社内外の関係者に十分に理解させ、継続的かつ適切に情報管理・リスク管理を行っていくことが必要
- 売上高、利益等の業績予想を社内に有することとなったときには、その内容を自発的に開示することがリスク軽減の観点から有効

④

表形式と自由記載形式の選択方法

カスタマイズ表示：連結業績予想の表示

3. 平成25年2月期の連結業績予想(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

連結業績予想に関する事項

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

カスタマイズ

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
第2四半期(累計)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

連結業績予想に関する事項

数値データ(XBRL)様式のカスタマイズ

表示する項目を指定してください。

- ☒ 「連結業績予想」を表示する … 業績予想欄及び、『業績予想に関する事項』を表示
- ☐ 「連結業績予想」を表示する … 『業績予想に関する事項』のみ表示
- ☐ 「連結業績予想」を表示しない

- 表形式か自由記載形式かは、『数値データ(XBRL)様式のカスタマイズ』で選択
- 1.を選択⇒表形式 2.を選択⇒自由記載形式

④

表のカスタマイズ方法（開示項目）

カスタマイズ表示：連結業績予想の表示

3. 平成25年 3月期の連結業績予想(平成24年 4月 1日～平成25年 3月31日)

連結業績予想に関する事項

カスタマイズ

	売上高
	百万円
第2四半期(第2四半期)	—
通期	—

連結業績予想に関する事項

数値データ(XBRL)様式のカスタマイズ

表示する項目および並び順を指定してください。

1. 売上高、予想
2. 営業利益、予想
3. 経常利益、予想
4. 当期純利益、予想
5. 1株当たり当期純利益、予想
- 6.

売上高、予想
営業利益、予想
営業利益、予想、証券
純営業利益、予想、証券
経常利益、予想、銀行
経常利益、予想、保険
営業収入、予想
営業総収入、予想
完成工事高、予想
営業利益、予想
経常利益、予想
当期純利益、予想
1株当たり当期純利益、予想
売上高、予想、IFRS
売上利益、予想、IFRS
収益、予想、IFRS
営業利益、予想、IFRS
税引前利益、予想、IFRS
当期利益、予想、IFRS
親会社の所有者に帰属する当期利益、予想、IFRS
基本的1株当たり当期利益、予想、IFRS

ユーザID

パスワード

処理対象会社名：テストT2

- 開示項目は、『数値データ（X B R L）様式のカスタマイズ』で追加・削除
- 選択肢にない項目を追加する場合には、ワードファイルからPDFファイルを作成する必要あり

④

表のカスタマイズ方法（予想対象期間）



TDnetオンライン登録サイト - Windows Internet Explorer

TDnetオンライン登録サイト

ご利用ガイド Q & A エラーメッセージ一覧 個人情報の取扱い ヘルプ

23年3月期 24年3月期 23年3月期

1株当たり当期純利益 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

24年3月期 23年3月期

② 個別財務状況

総資産 百万円

24年3月期 23年3月期

(参考) 自己資本 24年3月期 百万円

2 平成25年3月期分個別業績予想(平成24年4月1日～)

売上高 百万円

第2四半期(累計) 通期

※ 監査手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

ユーザーID: ZG89192002(露出権限あり)

<< 戻る 一時保存 入力完了

ページが表示されました

TDnetオンライン登録サイト - Windows Internet Explorer

TDnetオンライン登録サイト

ご利用ガイド Q & A エラーメッセージ一覧 個人情報の取扱い ヘルプ

23年3月期 24年3月期 23年3月期

1株当たり当期純利益 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

24年3月期 23年3月期

② 個別財務状況

総資産 百万円

24年3月期 23年3月期

(参考) 自己資本 24年3月期 百万円

2 平成25年3月期分個別業績予想(平成24年4月1日～)

売上高 百万円

第2四半期(累計) 通期

※ 監査手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

ユーザーID: ZG89192002(露出権限あり)

<< 戻る 一時保存 入力完了

ページが表示されました

決算期・業績予想期間の変更

連結

前期 期首年月日: 平成22年4月1日

前期(通期) 期末年月日: 当期期首年月日より自動計算します。

当期 期首年月日: 平成23年4月1日

当期(通期) 期末年月日: 次期期首年月日より自動計算します。

次期 期首年月日: 平成24年4月1日

次期(第1四半期) 期末年月日: 年 月 日

次期(第2四半期) 期末年月日: 平成24年9月30日

次期(第3四半期) 期末年月日: 年 月 日

次期(通期) 期末年月日: 平成25年3月31日 ☒

連結業績予想欄を表示する場合には、表示する期間の期末年月日を入力していただきますが、下記の点にご注意ください。

① 次期(第2四半期) 期末年月日はデフォルト表示されております。業績予想欄に表示させない場合は空白にしてください。

② 次期(通期) 期末年月日につきましては業績予想欄への表示の有無にかかわらずシステム上、登録が必要となりますので、空白にすることは出来ません(決算期変更に伴う期末年月日の修正は可能です)。
業績予想欄に次期(通期) 欄を表示させない場合はお手数ですが、チェックボックス欄のチェックを外してください。

処理対象会社名: テストT2

決算期・業績予想期間の変更

- 予想対象期間は、入力画面の『決算期・業績予想期間の変更』で変更

④

入力画面イメージ（表形式）



2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計) 百万円	配当性向 (連結) %	純資産配当 率(連結) %
	第1四半期末 円 銭	第2四半期末 円 銭	第3四半期末 円 銭	期末 円 銭	合計 円 銭			
23年3月期								
24年3月期								
25年3月期(予想)								

3. 平成25年 3月期の連結業績予想(平成24年 4月1日～平成25年 3月31日)

(%表示は、通期は対前期、前期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		株当たり当期 純利益 円 銭
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
第1四半期									
第2四半期(累計)									
第3四半期(累計)									
通期									

※ 注記事項

■ 表の前でもテキスト形式による情報開示を行うことが可能

■ 四半期の表を設定することが可能

④

入力画面イメージ（自由記載形式）



2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当 率(連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
23年3月期	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2	2.0	2.0
24年3月期	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2	2.0	2.0
25年3月期(予想)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00		2.0	

2

3. 平成25年 3月期の連結業績予想(平成24年 4月 1日～平成25年 3月31日)

※ 注記事項

- 上場会社の判断により適切な表題が付せる自由記載欄
- 上場会社がテキスト形式により様々な情報開示を行うことが可能

4

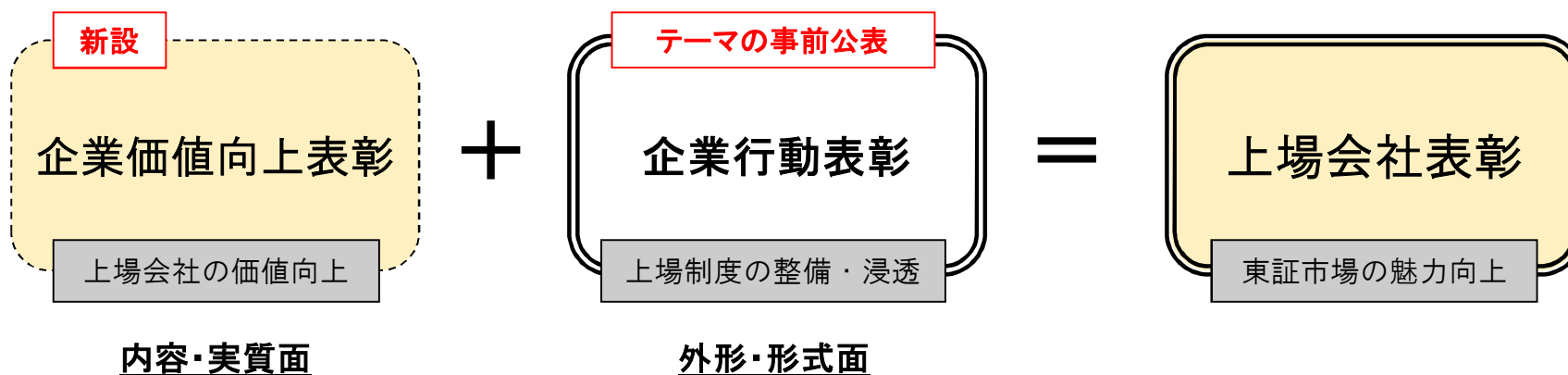
東京証券取引所からのご案内

上場会社表彰のリニューアル

平成24年度より、上場会社表彰をリニューアルいたします。

ポイント1	投資者の視点を経営に組み込んで企業価値の向上に努めている上場会社を表彰するため、「 <u>企業価値向上表彰</u> 」を創設
ポイント2	企業行動規範の浸透・充実に資する積極的な取組みを促進するため、「 <u>企業行動表彰</u> 」の表彰テーマを事前に公表

(全体像イメージ)



- ▶ 外形・形式面を表彰する「企業行動表彰」に加えて、内容・実質面を表彰する「企業価値向上表彰」を創設し、東証市場の魅力向上に努めてまいります。

企業価値向上表彰の概要

1. 制度概要

(1) 目的	東証が市場開設者としての立場から望ましいと考える企業価値の向上を目指した経営の普及・促進を図るため。
(2) 表彰対象	高い企業価値の向上を実現している上場会社のうち、資本コストをはじめ投資者の視点を深く組み込んで企業価値の向上を目指すなど、東証市場の魅力向上に資すると認められる経営を実践している上場会社を表彰対象とする。
(3) 選定対象	全国内上場会社を選定対象とする。
(4) 表彰社数	1社とする。なお、最終選考の候補については、事前公表を行う。
(5) 表彰時期	毎年1回、表彰を行う。

2. 選定方法

有識者等から構成される選定委員会において選定

座長	伊藤 邦雄	(一橋大学大学院商学研究科 教授)
委員	澤上 篤人	(さわかみ投信株式会社 代表取締役会長)
委員	スコット キャロン	(いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長)

3. 後援

日本IR協議会、日本証券アナリスト協会、日本証券業協会、日本証券投資顧問業協会、日本ベンチャーキャピタル協会、日本経済新聞社

表彰テーマの事前公表

1. 目的

企業行動表彰は、東証が市場開設者としての立場から望ましいと考える上場会社としての企業行動（＊）の普及・促進を図ることを目的としています。

この企業行動表彰について、表彰テーマを事前に公表することによって、上場会社の積極的な取組みを促進することとします。

＊ 東証の上場規則に設けている企業行動規範に既に採用され、又は、今後採用される可能性の高い企業行動のうち、先駆的な企業行動として、他の上場会社の企業行動に影響を与え、新たな流れを作るなど、当取引所の企業行動規範の浸透又は充実に資すると認められる企業行動を表彰対象としています。

2. 平成24年度の表彰テーマ

平成24年度企業行動表彰のテーマは、

「社外取締役の独立役員への指定」といたします。

- ・ 新たに社外取締役を独立役員として指定した。
 - ・ 次年度から、社外取締役を独立役員として指定することを決定した。
 - ・ 以前から、先駆的に社外取締役を独立役員として指定している。
- などといった積極的な取組みを行った上場会社を表彰する予定です。

東証英文開示資料配信サービス



東証では、昨年7月から「英文開示資料配信サービス」を開始しました。

幅広い周知

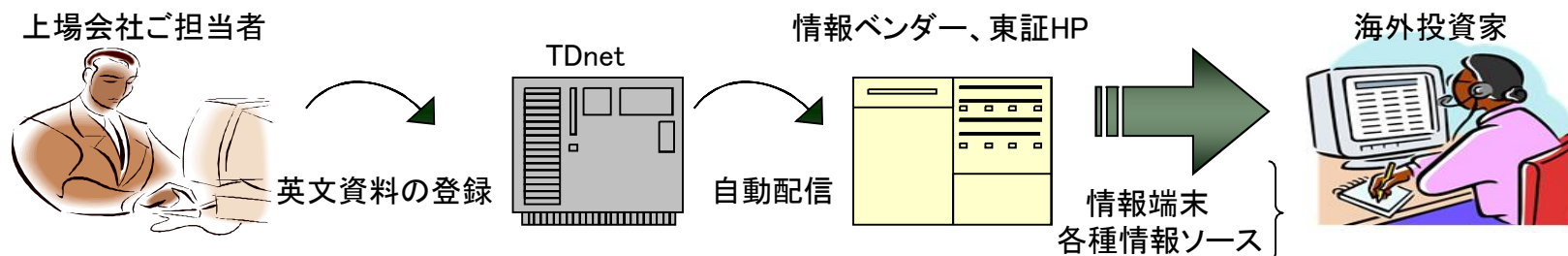
TDnet、東証HP、情報ベンダーを通じて、貴社の英語の開示情報が、幅広く、かつ、タイムリーに配信されます。

柔軟な利用

貴社のニーズにそった柔軟な利用が可能です。
会社情報の一部、要約した内容、ディレイ情報でも開示いただけます。

低コスト

ご利用のための手続き、追加コストは必要ありません。
日本語の適時開示情報をTDnetに登録する場合と同様に、お使いできます。



現在（平成24年3月6日）、147の上場会社等にご利用いただいています。
海外投資家とのコミュニケーション強化策の一つとして、是非ご利用ください！

【問合せ先】 株式会社東京証券取引所 上場部 TEL: 050-3377-7420 Email: jojo@tse.or.jp

参考資料



〔 第 1 部関係 〕

- (資料 1) 「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」
- (資料 2) 「独立役員に期待される役割」

〔 第 2 部関係 〕

- (資料 3) 「平成 2 3 年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る上場制度の整備等について」
- (資料 4) 売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について
- (資料 5) 売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の延期について

〔 第 3 部関係 〕

- (資料 6) 業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について
- (資料 7) 業績予想開示に係る事前相談の要請の廃止方針に関するお問合せについて

※ 本説明会資料に添付している参考資料は、東京証券取引所から上場会社宛に発信した通知文等を収録したものです。

証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて

平成24年2月28日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ 趣旨

昨年、上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為が相次いで発覚したことを受け、これらを防止して企業価値の向上に資すべきコーポレート・ガバナンスが機能していなかったとして、我が国証券市場に対する内外の投資家の不信感が高まっています。

当取引所では、かねてから上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上のために上場制度の整備や啓発活動に努めてまいりましたが、問題となった上場会社が設置した真相究明のための各種委員会などによって明らかになった事実を分析すると、当取引所が整備してきた独立役員制度をはじめとする上場制度や、啓発活動について改善を要する点があるということが判明しました。

そこで、株主の負託に応えようと日々企業価値の向上に取り組んでいる多くの上場会社に対する投資家の不信感を払拭し、一步でも我が国証券市場の信頼回復を図るため、独立役員に関する情報開示の充実や、独立役員が期待される役割を果たすための対応など、上場制度の見直しを行います。

Ⅱ 概要

項 目	内 容	備 考
1. 独立役員に関する情報開示の拡充 (1) 独立役員届出書における記載	・上場会社は、独立役員として指定する者が、次のa～cに該当する場合は、それぞれに掲げる事項を開示するものとします。 - a 上場会社の取引先又はその出身者 その旨及び取引の概要 - b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 その旨及び相互就任の概要 - c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者 その旨及び寄付の概要	※上場会社との間で外観上の独立性に疑いを生じうる関係がある場合に、株主・投資者がその事実を把握したうえで判断できるように、独立役員届出書における情報提供を拡充する趣旨です。 ・上場会社が、概要を記載するまでもないと判断した場合には、概要の記載に代えて、その理由を記載することでもよいこととします。 ・社外役員の相互就任とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます。

- 1 -

項 目	内 容	備 考
(2) 株主総会招集通知等における記載	・上場会社は、独立役員に関する情報を、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとします。	・株主総会参考書類の役員の選任議案において、議案の対象となる役員を独立役員に指定する旨及びその独立性に関する事項を記載するとともに、事業報告の会社役員に関する事項の欄において、独立役員に指定されている社外役員を明示することや、同様の情報を記載した書類を別途作成し、株主総会招集通知を株主あてに発送する際に同封することが考えられます。
2. 社外役員に関する情報開示の拡充 (1) 独立役員届出書における記載	・上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立役員届出書において独立性に関する事項を開示するものとします。	※独立役員に指定しない社外役員についても情報提供を拡充する趣旨です。 ・当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合に、その効用を記載することができるとします。 ・独立役員の資格を充たす社外役員の全員を独立役員として指定することとしている場合には、その他の社外役員の独立性に関する事項の記載は要しないものとします。
(2) 株主総会招集通知等における記載	・上場会社は、独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報についても、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとします。	・1.(2)と同様の書類に記載することが考えられます。
3. 独立役員の構成	・上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員の指定を行うよう努めるものとします。	
4. 独立役員が機能するための環境整備	・上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとします。	・独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保などを行うことが考えられます。

- 2 -

項 目	内 容	備 考
		・当取引所においても、独立役員の職務執行に役立つ独立役員向けのハンドブックの刊行など、独立役員が期待される役割を果たすための支援策を実施してまいります。
5. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用	・上場会社は、業務の適正を確保するために必要な体制を適切に構築・運用するものとします。	※上場ルールにしたがって整備を決定する業務の適正を確保するための体制について、その構築・運用についても適切に行うことを求める趣旨です。

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成24年5月を目途に実施します。

以 上

独立役員に期待される役割

平成 22 年 3 月 31 日

株式会社東京証券取引所

上場制度整備懇談会

株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）では、平成21年12月に有価証券上場規程等の一部改正を実施し、すべての上場会社が備えるべきコーポレート・ガバナンスの枠組みとして、独立役員の確保を求めることとした（有価証券上場規程第436条の2第1項）。

上場制度整備懇談会では、この独立役員制度について、その理解を促進し、制度の定着を図る観点から、次頁以下のとおり、その意義と独立役員に期待される役割をとりまとめた。

この制度は、一般株主の利益保護という制度の趣旨を踏まえた運用がなされることが重要である。この制度が形式主義に陥り、制度の趣旨に反するような運用が行われることとなれば（例えば、独立役員として届け出られた者が、一般株主の期待に反する行動をとるなど）、個々の上場会社に対する株主・投資者の信頼が失われるだけでなく、我が国の証券市場全体に対する国内外からの信頼感が損なわれ、ひいては我が国経済の国際的な競争力の低下要因となることも懸念される。

したがって、東証としては、上場会社各社に対して、独立役員制度の導入趣旨を踏まえた適切な対応をねばり強く求めていくことが適当であり、その前提として、当該制度の意義や独立役員に期待される役割について、上場会社各社の独立役員のみならず、すべての上場会社関係者に対して、広くその適切な理解を得るための努力を払うことが必要である。

独立役員制度の意義

東証の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、上場会社にとってコーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、継続的に企業価値を高めていくための極めて基本的な要請である、と謳っている。

一般に会社には多様な利害関係者（株主・経営者・従業員・取引先・債権者など）が存在しているが、上場会社に特有で、かつ共通しているのは、一般株主の存在である。

上場会社には、株式の流通市場を通じた売買によって変動しうる株主が多数存在しており、その多くは個々の株主としては持分割合が少ないために単独では会社の経営に対する有意な影響力を持ち得ない株主である。このような株主を一般株主と呼ぶ。この一般株主が存在することで、上場会社は円滑な資金調達機会を得るなど、様々なメリットを享受しているが、これらの一般株主は、上場会社の経営に対する影響力が弱く株式の流動性も高いために、上場会社の経営において、その利益に対する配慮がともすると失われがちである。

しかしながら、一般株主は上場会社にとって不可欠の存在であり、その利益は、株主共同の利益とも言い換えることができ、上場会社の利益と一致するのが通常であって、一般株主の利益に配慮して会社の経営が行われることは、上場会社がその事業目的の遂行と企業価値の持続的な向上を目指すうえで極めて重要である。

また、一般株主の利益が適切に保護されることは、証券市場を通じた資金調達機能等が適切に発揮されるための条件であり、株式の上場制度の根幹をなすものであると言える。上場会社と我が国経済の発展にとっても、一般株主の利益が適切に守られる環境を整備することは重要である。

上場会社を取り巻く利害関係者の多くは、上場会社の企業価値の向上によって恩恵を受けることになるが、個々の利害関係者の利害は、常に一致するわけではなく、通常、その利害調整は、日常の経営の中で行われている。しかし、時として、日常の経営の中での利害調整に委ねることが不適当な利害対立が生ずる場面も想定される。

特に、上場会社の経営者と一般株主との間の利害の相違が顕在化する局面では、ともすると一般株主の利益を軽視した決定がなされるおそれがある。こうした局面では、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定がなされる仕組みが上場会社のなかに設けられることが、強く求められる。

この点について、例えば、MBOに関しては、経済産業省の「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」（平成19年9月4日）において、意思決定プロセスにおける恣意性の排除のための工夫として、独立した立場の者にMBOの是非及び条件の諮問を行い、その結果なされた判断を尊重することが提言されている。

また、買収防衛策に関しては、経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）において、内部取締役の保身行動を厳しく監視できる実態を備え

た独立性の高い社外取締役や社外監査役の判断を重視するよう設計しておけば、株主や投資者に対し、取締役会の判断の公正さに対する信頼を生じさせる効果があるとされている。

さらに、第三者割当増資に関しては、東証の上場ルールにおいて、第三者割当のうち、25%以上の希薄化を伴う場合や、支配株主が異動する見込みがある場合について、経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は第三者割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続を行うことが求められている。

これらの指針やルールに共通しているのは、上場会社の利害関係者の間で明確な利害の対立が生じうる場面においては、意思決定プロセスの中に独立した立場の者の客観的な判断を取り込むことが、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定のために有効かつ必要であるという考え方である。

このことは上記のような経営者と一般株主との間で利害の対立が顕在化する局面だけの問題ではない。日常の経営判断の積重ねが結果的に一般株主の利益を損ねる場合がありうることを踏まえれば、平素から、上場会社の意思決定プロセスに独立した立場の者が関与していることが、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定のために、やはり有効かつ必要である。

この場合、上場会社の重要な業務執行に係る決定は取締役及び監査役の出席する取締役会で行われるため、その取締役会に参画している取締役又は監査役の中に独立した立場の者の存在が確保されることが、重要である。

上場会社のコーポレート・ガバナンスについては、最終的には個々の上場会社において実効性のある最適な枠組みが、上場会社とその株主との間の継続的な対話と合意形成を通じて確立されることが求められる。その一方で、上場会社の株式は証券市場において不特定多数の投資者による投資の対象となる以上、一般株主の利益保護の観点から、すべての上場会社が当然に備えるべきコーポレート・ガバナンスに係る枠組みの整備も同時に求められるというべきであり、かつ、それは客観的に理解されやすい形で提供される必要がある。

独立役員制度は、以上のような意義を有するものである。

独立役員に期待される役割

独立役員には、上場会社の取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されている。

一般株主の利益は基本的には上場会社の企業価値の向上により図られるものであり、本来、上場会社のすべての役員が担うべき役割である。このような上場会社において独立役員の設置が求められる理由は、上場会社の一般株主は、会社の経営に対する影響力が弱く株式の流動性も高いために、会社の経営において、その利益に対する配慮がともすると失われがちであるからである。そして、上場会社に対して確保が求められる独立役員は最低1名以上であり、社外取締役か社外監査役のいずれでもよいことを踏まえれば、独立役員には、上場会社の意思決定プロセスにおいて、一般株主の利益に配慮する観点から、発言機会を求め、必要な問題点等の指摘を行い、そうした問題意識が取締役会に出席する他のすべての役員に共有され、そのうえで取締役会などにおける判断が行われるように努めるなど、一般株主の利益保護のために行動することが期待される。

(留意点)

- 独立役員は、上記の期待される役割を果たすにあたり、例えば次のような点を考慮した適切な判断を行うことが望まれる。

- ・ 上場会社の業務執行に係る決定等が、その会社の事業目的の遂行及び企業価値の向上という視点からみて合理的なものであるかどうか。
特に、一般株主の利益に対する配慮が十分に行われているか。
- ・ 業務執行に係る決定等を独立役員として適切に評価するために必要な情報が、あらかじめ十分に提供されているか。
- ・ 業務執行に係る決定等の目的、内容及び企業価値に与える影響が、正確、適切に開示されるよう工夫されているか。

- 独立役員は、会社法の定める社外取締役又は社外監査役の権限を適切に行使して、一般株主の利益保護に努めることが望まれる。

※ 一般株主の利益保護とは、他の利害関係者との利害調整を要する局面において、他の利害関係者の利益を考慮することを排除するものではない。

※ 一般株主の利益保護のために独立役員がとるべき対応は、企業不祥事を未然に防止することや、過度のリスクを伴う行動を牽制することだけではない。業務執行に係る決定等の局面において、企業価値の向

➤ 独立役員には、平常から、一般株主の声や期待に対する感度を高く保つように努めることが望まれる。

※ このことは、個々に株主の意見を直接聞くことまでをも意味するものではない。

➤ 独立役員には、平常から、上場会社の他の役員、業務執行者との間の円滑なコミュニケーションを保つよう配慮することが望まれる。

※ 以上に述べた一般株主の利益保護について、独立役員がその役割を適切に果たすためには、上場会社の他のすべての役員、業務執行者においても、独立役員に期待される役割を十分に理解し、独立役員制度が機能するための体制を整備すること（独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保など）が不可欠である。

以 上

平成 23 年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る上場制度の整備等について

平成 24 年 1 月 31 日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ 趣旨

政府の「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）の実現に向けて、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 49 号）が本年 4 月より施行され、我が国における新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）の利用の円滑化を図るため開示制度が整備されるとともに、外国企業による我が国での資金調達を促進するため英文開示の範囲が拡大されることを踏まえ、上場制度についても所要の整備を行うこととします。

加えて、東日本大震災の影響等を踏まえ延期していた「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日公表）を推進するための制度整備を行うなど、所要の見直しを行うこととします。

Ⅱ 概要

項 目	内 容	備 考
1. 金融商品取引法の改正を踏まえた対応 (1) 新株予約権の上場基準の見直し	・株主平等原則の趣旨に反することが明らかな場合など、公益・投資者保護の観点から適当でないと認められる場合には、上場を承認しないこととします。	※新株予約権の上場の可否についての予測可能性を高めるため、例外として上場を承認しない場合を明確化する趣旨です。 ・外国居住株主による新株予約権の行使を制限するライツ・オファリングにおいて、その制限の必要性又は相当性が認められないことが明らかな場合には、左記の場合に該当するものとします。
(2) 英文開示の範囲拡大への対応	・外国会社は「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の作成に際して外国会社届出書（外国市場において外国の法令等に基づいて英語で開示されている有価証券届出書に類似	・外国会社報告書を有価証券報告書として取り扱うなど、英文開示の対象とされている他の法定開示書類についても必要な手当てを行います。

- 1 -

項 目	内 容	備 考
	する書類）を利用できることとします。	
2. 売買単位の集約に向けた対応 (1) 100株と1000株への集約	・上場会社に対して、単元株式数を100株とすることを義務づけます。ただし、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社は除きます。	・単元株式数が1株、10株、50株又は500株となっている上場会社は、平成26年4月1日までに、100株に移行するものとします。 ・同日までに移行しなかった上場会社は、公表措置の対象とします。
(2) 100株への統一に向けた努力義務の新設	・上場会社が、単元株式数を100株とすることを、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。	※将来的に100株単位に統一することを念頭において、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社の100株への移行を促進するために、努力義務を課すものです。
3. その他 (1) 新規上場申請後の合併等に関する上場審査基準の見直し	・新規上場申請者が解散会社となる合併等を予定している場合であっても、実質的な存続性が認められ、かつ、上場日以前に合併等が実施される見込みがあるときは上場審査の対象とします。	※現在は実質的な存続性があっても存続会社でなければ上場申請を認めていませんが、これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。 ・合併等の実施後の会社の株券が上場されることとなります。 ・市場変更審査についても同様とします。
(2) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する	・会計方針の変更又は表示方法の変更が行われた場合に開示されることとなる比較情報の数値は、上場諸基準への適合性の	

- 2 -

項 目	内 容	備 考
る会計基準」及び関連する実務指針等への対応	判断には利用しないこととします。	
(3) 外国会社の株主数に関する上場審査基準の見直し	・外国会社が重複上場する際の株主数基準について、本邦内株主数に代え、全ての株主数を審査対象とします。	※ 証券取引のボードレス化の進展を踏まえ、外国会社の上場誘致を進める観点から、本邦内の株主数に限る現行の基準を見直す趣旨です。
(4) その他	・その他所要の改正を行うものとします。	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成24年4月を目途に実施します。

以 上

売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について

2012 年 1 月 19 日

全 国 証 券 取 引 所

全国証券取引所では、2007 年 11 月 27 日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（以下「行動計画」といいます。）に基づき、上場会社をはじめとする市場関係者の皆様のご協力により、売買単位を 100 株に統一することを最終的な目標としつつ、当面は「売買単位の 100 株と 1000 株の 2 種類への集約」に向けた取り組みを進めています。

この「100 株と 1000 株の 2 種類への集約」の完了時期につきましては、昨年 3 月に発生した東日本大震災による上場会社の企業活動・企業業績への影響等を考慮し、行動計画に目安として掲げていた「2012 年 4 月（仮）」を「当面延期」し、震災による影響等を見極めたうえで改めて検討するものとしておりました（別紙：2011 年 4 月 28 日付『売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の延期について』参照）。

移行手続きに対する震災による影響等を現時点で確認いたしましたところ、震災直後にはその開催自体も危ぶまれていた定時株主総会が、多くの上場会社において予定どおり開催されたこと（参考資料 1 参照）や、企業業績の急激な悪化によって停滞することが懸念された上場会社による移行手続きが、震災後においても進展していること（参考資料 2 参照）など、震災の影響が集約を進めるにあたっての大きな障害にはなっていないことが確認できました。そこで、このたび、「売買単位の 100 株と 1000 株の 2 種類への集約」の完了時期について、以下のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

また、全国証券取引所では、「売買単位の 100 株と 1000 株の 2 種類への集約」に必要な上場規則の改正を、速やかに実施する予定です。

- ◆ 100 株と 1000 株への集約の完了時期は、「2014 年 4 月 1 日」とします。
- ◆ 上場会社の皆様におかれましては、上記の完了時期までに、100 株への移行を完了していただきますよう、お願いいたします。
- ◆ なお、売買単位が 1000 株の上場会社の皆様についてはこの限りではありませんが、最終的には 100 株への統一を行う予定ですので、この機会に 100 株への移行をご検討くださいますよう、お願いいたします。

行動計画の最終段階である 100 株への統一の時期・方法は、今後の状況を踏まえ、改めて検討いたします。

ご参考資料

1. 定時株主総会の開催状況（全国証券取引所ベース）

2011年4月1日時点の上場会社数	定時株主総会を通常通りの日程で開催した上場会社の数	定時株主総会を延期した上場会社の数
3,630 社	3,624 社 (99.8%)	6 社 (0.2%)

2. 最近の単元変更等の実施会社数（全国証券取引所ベース）

単元変更等の内容 (変更前⇒変更後)	単元変更等を実施した上場会社の数（※）	2011年4月末以降に 単元変更等を実施した 上場会社の数
1000⇒100	120 社	(23 社)
1⇒100	75 社	(29 社)
500⇒100	17 社	(9 社)
10⇒100	7 社	(3 社)
50⇒100	2 社	(2 社)
合 計	221 社	(66 社)

※ 2009年4月1日から2012年1月4日までに単元変更等を実施した上場会社を集計

3. 2012年1月4日現在の単元株式数の分布状況（全国証券取引所ベース）

単元株式数	上場会社数	割合
100	1,661 社	46.2%
1000	1,355 社	37.7%
1	486 社	13.5%
500	49 社	1.4%
10	29 社	0.8%
50	11 社	0.3%
200	1 社	0.0%
2000	1 社	0.0%
合 計	3,593 社	100.0%

期限までに100株へ移行することが必要となる上場会社
577社(16.1%)

以 上

【 お 問 合 せ 先 】

株式会社東京証券取引所 上場部	tel. 03-3666-0141
株式会社大阪証券取引所 大阪上場グループ	tel. 06-4706-0850
東京上場グループ	tel. 03-3669-1160
株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ	tel. 052-262-3174
証券会員制法人福岡証券取引所 自主規制部	tel. 092-741-8231
証券会員制法人札幌証券取引所 自主規制部	tel. 011-241-6171

売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の延期について

平成 23 年 4 月 28 日

全 国 証 券 取 引 所

このたび、全国証券取引所では、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による上場会社の企業活動・企業業績への影響等を踏まえ、平成 19 年 11 月 27 日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（以下「行動計画」といいます。）について、以下のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

- ◆ 全国証券取引所が取り組んでまいりました売買単位の集約に向けた取組みは、今後も継続いたします。現時点において売買単位の集約に向けた対応を実施することが可能な上場会社の皆様におかれましては、引き続き、単元株式制度の採用又は単元株式数の変更等の実施に向けた前向きなご検討及びご協力をお願いいたします。
- ◆ ただし、東日本大震災の影響等を踏まえ、当面の目標である「売買単位の 100 株と 1000 株の 2 種類への集約」（第二段階）の終期の確定については、今回の大震災による影響等を見極めたうえで、本年秋を目途に改めて検討いたします。
- ◆ これに伴い、行動計画において第二段階の終期の目安として掲げられている「2012 年 4 月（仮）」については、当面延期いたします。

変更内容の詳細等につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、適宜ご確認ください。

変更の趣旨と内容

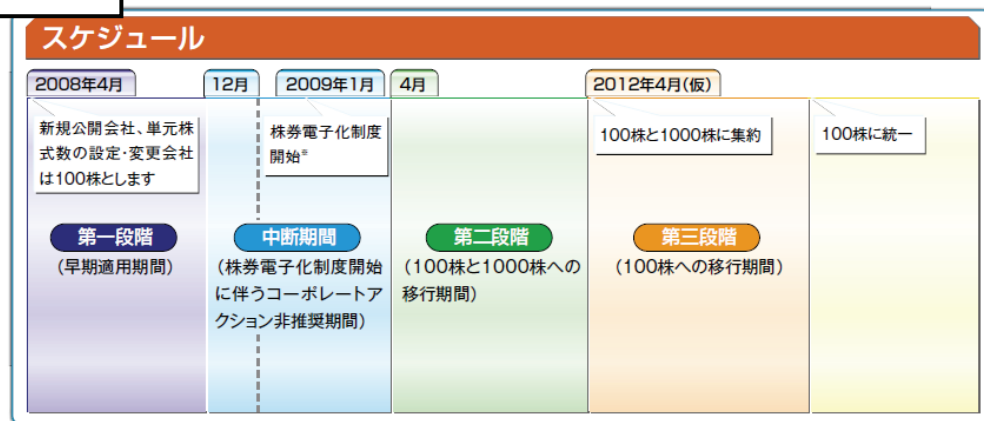
- ・ 全国証券取引所では、市場の利便性の向上を図る観点から、上場会社をはじめとする市場関係者の皆様のご協力を得て、平成 19 年 11 月に行動計画を策定し、全国証券取引所に上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを最終的な目標として、売買単位の集約に向けた取組みを段階的に実施しています。
- ・ 平成 21 年 1 月の株券電子化の実施を経て、現在は、上場会社各社に 100 株と 1000 株の 2 種類に売買単位を集約するための移行期間（第二段階）と位置づけており、これまでに多数の上場会社の皆様に、単元株式制度の採用又は単元株式数の変更等の具体的かつ自発的なご対応を頂戴しております。
- ・ 行動計画では、この第二段階の終期（100 株又は 1000 株への移行の完了時期）と方法について、「株券電子化後の実務の安定運営の確認、コスト、手続き等が見えてきた」時点で確定するものとしたうえで、「2012 年（平成 24 年）4 月」を仮の目標時期として掲げておりました。
- ・ しかしながら、今般の震災により、被災地域外に所在される場合を含めて広範な上場会社の皆様の企業活動・企業業績に大きな影響が生じ、先行きの不透明感が高まっている現状を踏まえ、第二段階の終期の確定については、本震災の影響を見極めたうえで実施することが適当であると思われます。
- ・ これに伴い、また、売買単位の集約に向けた具体的な取組みの実施に際しては、あらかじめ株主総会による定款変更等の決議が必要となる場合が多い（下表）と考えられる中、今回の震災を受けて定時株主総会の開催時期の延期等が個々の上場会社において検討されていることも踏まえ、行動計画において第二段階の終期に係る仮の目標時期として掲げられた「2012 年（平成 24 年）4 月」についても、当面延期することといたします。

◆ 売買単位の集約に向けた取組み類型（株主総会の決議が必要となる場合）

- 単元株式数の増加又は設定（現在の売買単位：1 株、10 株、50 株）
 - ・ 単元株式数の増加・設定のみを実施する場合
 - ・ 単元株式数の増加・設定に際して、単元株式数の増加比率未満の比率により株式分割を実施する場合
 - ・ 単元株式数の設定に際して、単元未満株式の権利制限（会社法第 189 条第 2 項）に係る定款変更を実施する場合
- 単元株式数の減少（現在の売買単位：200 株、500 株、2,000 株）
 - ・ 単元株式数の減少と同時に株式併合を実施する場合

- ・ 以上の内容により、公表済みの行動計画の記載内容（実施スケジュール）については、次図の変更が生ずることになります。

変更前



変更後



売買単位の集約に向けた継続的な取組みのお願い

- 第二段階の終期の確定時期にかかわらず、上場会社の皆様におかれましては、可能な範囲で、引き続き、各社のそれぞれのご事情を踏まえ、売買単位の集約に向けたご検討及びご協力をお願いいたします。
- 売買単位の集約に向けた対応方法や、必要となる会社法上の決議事項等については、行動計画においてもご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。また、具体的な実務対応等については、お取引の株式事務代行機関（株主名簿管理人）等にご確認ください。

今後の進め方

- 第二段階の終期の確定については、震災の影響等を慎重に見極めた上で、本年秋を目途に改めて検討を行います。
- 各証券取引所では、上場会社の売買単位の集約に向けた取組み支援の観点から、引き続き、情報提供の強化や環境整備等にも取り組んでまいります。

ご参考資料

◆最近の単元変更等の実施会社数（全国証券取引所ベース）

単元変更等の内容 (変更前⇒変更後)	上場会社数
1000⇒100	97 社
1⇒100	46 社
500⇒100	8 社
10⇒100	4 社
合 計	155 社

※ 効力発生日が 2009 年 4 月 1 日から 2011 年 4 月 1 日に設定された件数を集計

◆2011 年 4 月 1 日現在の単元株式数の分布状況（全国証券取引所ベース）

単元株式数	上場会社数	割合
100	1,583 社	43.6%
1000	1,403 社	38.7%
1	538 社	14.8%
500	59 社	1.6%
10	32 社	0.9%
50	13 社	0.3%
200	1 社	0.0%
2000	1 社	0.0%
合 計	3,630 社	100.0%

以 上

【 お 問 合 せ 先 】

株式会社東京証券取引所 上場部	tel. 03-3666-0141
株式会社大阪証券取引所 大阪上場グループ	tel. 06-4706-0850
東京上場グループ	tel. 03-3669-1160
株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ	tel. 052-262-3174
証券会員制法人福岡証券取引所 自主規制部	tel. 092-741-8231
証券会員制法人札幌証券取引所 自主規制部	tel. 011-241-6171

東 証 上 場 第 8 6 号

平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

情 報 取 扱 責 任 者
上 場 外 国 会 社 代 理 人 各 位

株式会社東京証券取引所

上場部長 松崎 裕之

業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。上場会社の皆様におかれましては、平素より、重要な会社情報の適時開示、適切な企業行動の実践、さらには当取引所の市場運営に格別のご高配を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

このたび、当取引所では、業績予想の開示について、近年の上場会社の事業環境を巡る不確実性の増大を背景に、本年 7 月に公表された「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会」^(注 1) の提言、及び本年 10 月の当取引所の上場制度整備懇談会における検討を踏まえて、下記に掲げる方針のとおり、その取扱いの見直しを行うことといたしましたのでお知らせいたします^(注 2)。

なお、今回の見直し後の実務については、平成 24 年 3 月期に係る決算内容の開示のときから適用することを予定しています。また、今回の見直しを反映した決算短信（サマリー情報）の様式及び作成要領その他の実務上の取扱いの詳細につきましては、今後、実務関係者による検討を経て、そのとりまとめを行い、後日ご案内させていただきます。

敬 具

(注 1) 「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会」の提言内容につきましては、同研究会報告書をご参照ください（平成 23 年 7 月 29 日付、東証上場第 39 号により通知）。同研究会報告書につきましては、当取引所ホームページの以下のリンク先に掲載しています。

→ <http://www.tse.or.jp/rules/kessan/gyouseki/index.html>

(注 2) 昨年 12 月に公表された金融庁の「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」では、「I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給」に向けた施策のひとつとして、「取引所における業績予想開示の在り方の検討、取引所の取組の慫慂」が掲げられています。

<本件に関するお問合せ、ご意見又はご要望は、以下にお願いいたします。>

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

電話：03-3666-0141（大代表）

050-3377-7573（夜間直通）

電子メール：jojo-kikaku@tse.or.jp

記

1. 上場会社を取り巻く環境変化に対応した柔軟な業績予想開示の実現を図る観点から、投資者ニーズを踏まえつつ、上場会社の実情に応じた多様な将来予測情報の開示を行うことができるような取扱いを整備

- ✓ 売上高、利益等に係る業績予想を開示する場合にも、そうでない場合にも柔軟に対応できる、上場会社にとって自由度の高い決算短信の様式を実現

2. 売上高、利益等に係る業績予想開示を実質的に強制するものと理解されている可能性のある以下の現行の実務を廃止

- ✓ 業績予想を行わない場合又は独自の形式で行う場合の東証への事前相談
- ✓ 上記の場合に限定した「理由」の開示

3. 安易な開示の後退の防止やフェアディスクロージャーの観点から、見直しの趣旨については、関係者に十分な周知等を実施

- ✓ 非現実的な前提や不合理な手法によって算出された数値の開示など、不合理な業績予想の開示に伴うリスクについて、上場会社に周知
- ✓ 株主、投資者その他の情報利用者に対して、見直し方針の公表とあわせて以下の事項を周知（報道機関等に周知への協力を依頼）
 - 業績予想は、合理的に仮定された条件に基づいて算出されたものであり、その達成を約束する趣旨のもの（経営者によるコミットメント）ではないこと
 - 業績予想は、その後の適切な修正を通じて、事業年度終了後に決算発表が行われるまでの間の期中におけるダイナミックな業績情報の適時開示の実現を意図したものであり、業績の進捗に応じた修正が当然に予定されていること

以 上

東 証 上 場 第 8 7 号

平成 2 3 年 1 2 月 3 0 日

情 報 取 扱 責 任 者 各 位
上 場 外 国 会 社 代 理 人

株式会社東京証券取引所

上場部長 松崎 裕之

業績予想開示に係る事前相談の要請の廃止方針に関するお問合せについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当取引所では、本年 12 月 28 日付「業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について」（東証上場第 86 号）において、「売上高、利益等に係る業績予想開示を実質的に強制するものと理解されている可能性のある現行の実務」のひとつとして、「業績予想を行わない場合又は独自の形式で行う場合の東証への事前相談」の要請を掲げ、これを廃止する方針をご案内しておりますが、この点につきまして、上場会社の皆様から多数のお問合せを頂戴しておりますので、下記のとおり、ご案内いたします。

敬 具

記

Q 1. 事前相談の要請を廃止することであるが、今後、上場会社が、個別に東証への相談を行うことは可能か。

当取引所では、今回の実務上の取扱いの見直しを通じて、上場会社を取り巻く環境変化に対応した柔軟な業績予想開示の実現を図る観点から、上場会社が、投資者ニーズを踏まえつつ、上場会社の実情に応じた多様な将来予測情報の開示を行うことができるような取扱いの整備に向けた環境整備を進めてまいります。

そのために、「売上高、利益等に係る業績予想開示を実質的に強制するものと理解されている可能性のある現行の実務」のひとつとして指摘されている、「業績予想を行わない場合又は独自の形式で行う場合の東証への事前相談」の要請を廃止する方針です。

ただし、当取引所では、事前相談の要請の廃止後におきましても、上場会社からのご要望による個別のご相談には、随時対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

Q 2. 事前相談の要請を廃止することだが、上場会社が、売上高、利益等に係る業績予想を行わない場合や、独自の形式で行う場合に、注意すべき点はあるか。

上場会社が売上高、利益等に係る業績予想を社内で算出する場合には、今後も算出した予想について適時開示の義務が発生したり、インサイダー取引規制上の重要事実該当したりすることがありますので、その開示の要否を検討される際には、十分なコンプライアンス上の考慮が必要となります。

このことは、当該業績予想の算出が、前期決算の発表に際して行われた場合でも、今期の期中における四半期決算の集計などに際して行われた場合でも、あるいは今期の事業年度末経過後の決算集計に際して行われた場合でも、変わりありません。また、前期決算の発表時に公表した場合であっても、公表しなかった場合であっても変わりありません。

当取引所では、これまで事前相談に際して、これらの点を個別にお伝えし、適切な対応をお願いしてまいりましたが、今回事前相談の要請を廃止するにあたり、別添のとおり、上場会社が売上高、利益等に係る業績予想を算出した場合に想定されるコンプライアンス上の留意点を、簡易に図示した参考資料を作成いたしましたので、ご参照ください。

上場会社において算出された売上高、利益等の業績予想の非開示により、法令や当取引所の定める上場規則への違反が生じた場合には、必要に応じて、当局への通報や上場規則上の措置を講じざるをえないことがありますので、改めて、売上高、利益等に係る業績予想の開示に関するご対応を検討される際には、別添の留意点を、あらかじめ十分にご考慮のうえ、ご判断くださいますようお願いいたします。

以 上

＜本件に関するお問合せは、以下にお願いいたします。＞

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

電話：03-3666-0141（大代表）

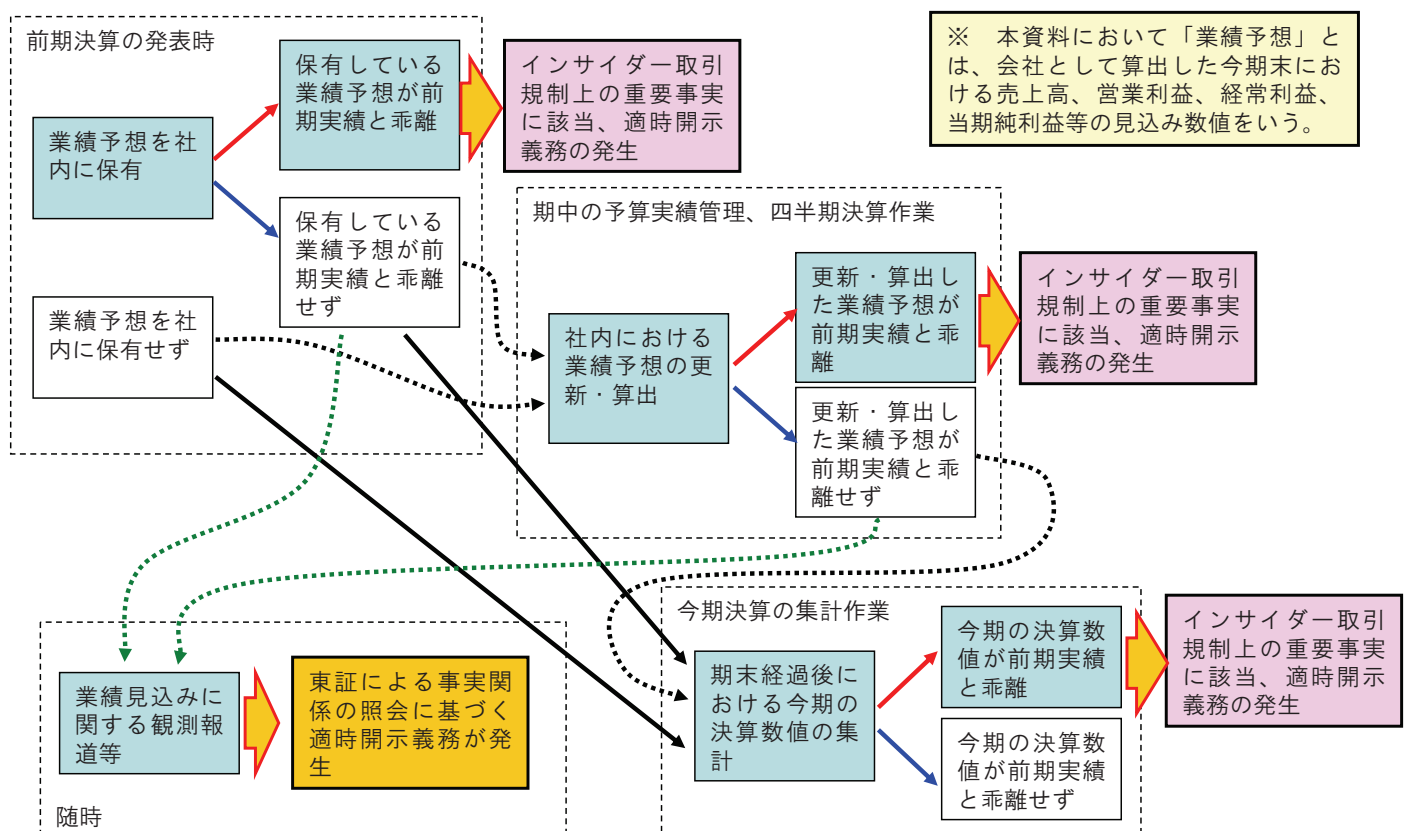
050-3377-7573（夜間直通）

電子メール：jojo-kikaku@tse.or.jp

ご参考資料

株式会社東京証券取引所

売上高、利益等に係る業績予想を算出した場合の留意点



関連条文等（法令）

- 金融商品取引法第166条第2項第3号（インサイダー取引規制上の重要事実）
 - － 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）若しくは第1号トに規定する配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。
- 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第1号から第4号まで（重要性の判断基準）
 - 一 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 1$ 以上又は $0 \cdot 9$ 以下であること。
 - 二 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 3$ 以上又は $0 \cdot 7$ 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）とのいずれか少くない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額で除して得た数値が百分の五以上であること。
 - 三 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 3$ 以上又は $0 \cdot 7$ 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）とのいずれか少くない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額で除して得た数値が百分の二・五以上であること。
 - 四 剰余金の配当 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値（決算によらないで確定した数値を含む。）を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の対応する期間に係る剰余金の配当の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 2$ 以上又は $0 \cdot 8$ 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

関連条文等（有価証券上場規程）

- 有価証券上場規程第405条第1項、第4項（予想値の修正等に関する適時開示義務）
 - 1 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
 - 4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。
- 有価証券上場規程施行規則第407条第1項第1号から第4号まで（重要性の判断基準）
 - （1）企業集団の売上高 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 1$ 以上又は $0 \cdot 9$ 以下であること。
 - （2）企業集団の営業利益 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 3$ 以上又は $0 \cdot 7$ 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。
 - （3）企業集団の経常利益（上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、税引前利益） 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 3$ 以上又は $0 \cdot 7$ 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。
 - （4）企業集団の純利益（上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益） 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が $1 \cdot 3$ 以上又は $0 \cdot 7$ 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。
- 有価証券上場規程第411条の2（適時適切な会社情報の開示の実践）
 - － この節の規定は会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき最低限の要件、方法を定めたものであり、上場会社は、同節の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。
- 有価証券上場規程第415条第1項、第2項（会社情報に係る照会事項の報告及び開示）
 - 1 上場会社は、当該上場会社の会社情報に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
 - 2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。